

令和元年10月1日以後に開始する 法人町民税の税率

1.均等割額の税額

辰野町役場

号区分	法人等の区分	税率(年額)
9号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超え、辰野町に有する事務所又は寮等の従業者の数の合計数(以下従業者数の合計数という)が50人を超えるもの	3,000,000円
8号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	1,750,000円
7号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	410,000円
6号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	400,000円
5号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	160,000円
4号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	150,000円
3号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	130,000円
2号	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	120,000円
1号	上記に掲げる法人以外の法人	50,000円

※資本金等の額および町内の従業者数の合計数については事業年度の末日で判定します。

(事業所などを有していた期間が12カ月に満たない場合は、有していた月数によりあん分します。)

2. 法人税割の税率

税率 6.0%

※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度の予定申告については、前年事業年度の法人税割額の3.7月分となります。

法人税割は、国(税務署)に申告した法人税額が計算の基礎になります。

お問い合わせは

辰野町役場 住民税務課 住民税係 までお願いします。